

審査基準整理票

処分名	指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定		
根拠法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）	（条項）第51条の19第1項、第51条の20第1項	
基準法令名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号） ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号） ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号） 	（条項） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の19第2項、第51条の20第2項	
所管部署	健康福祉部 福祉指導監査課		
標準処理期間	60日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の名称【 】 ・ 掲載図書等【 】 ・ 内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の19第2項及び第51条の20第2項の規定において準用する同法第36条第3項の各号（第4号、第10号及び第13号を除く。）に該当しないこと並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に定める基準を満たすこと。</p> <p>参考 [根拠法令] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第五十一条の十九 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、一般相談支援事業を行う者の申請により、地域相談支援の種類及び一般相談支援事業を行う事業所（以下この款において「一般相談支援事業所」という。）ごとに行う。</p>			

第五十一条の二十 第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行う者として主務省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所（以下この款において「特定相談支援事業所」という。）ごとに行う。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。